

○国家公安委員会規則第八号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十三条第五項第一号ヲ及びレ（これらの規定を同令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）並びに第三十二条第六項の規定に基づき、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月二十六日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則

第一条 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成十年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、

改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(教習の科目の基準の細目)</p> <p>第一条 道路交通法施行規則(以下「府令」という。)第三十三条第一項第一号に規定する技能教習(以下「技能教習」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>六 普通免許(府令第二十四条第四項第一号に規定するAT普通免許(以下「AT普通免許」という。))に係る応用走行 別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項</p> <p>七 AT普通免許に係る応用走行 別表第二第四号から第九号までに掲げる事項</p> <p>八〇十 「略」</p> <p>十一 大型第二種免許及び中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号(転回を除く。)及び第五号から第十号までに掲げる事項</p> <p>十二 普通第二種免許(府令第二十四条第四項第二号に規定するAT普通第二種免許(以下「AT普通第二種免許」という。))を除く。)に係る応用走行 別表第四第一号、第二号(転回並</p>	<p>(教習の科目の基準の細目)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>六 普通免許に係る応用走行 別表第二第四号から第九号までに掲げる事項</p> <p>「号を加える。」</p> <p>七〇九 「同上」</p> <p>「一号ずつ繰り下げる。」</p> <p>十 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号(大型第二種免許及び中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。)及び第五号から第十号までに掲げる事項</p> <p>「号を加える。」</p>

びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)及び第四号から第十号までに掲げる事項

十三 A T普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号から第十号までに掲げる事項

〔2〕4 略〕

(教習方法の基準の細目)

第三条 「1〕7 略〕

8 府令第三十三条第五項第一号レ(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 「略〕

二 大型免許又は中型免許に係る技能教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転(以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。))に必要な技能に基づく走行を除く。)並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習(以下この項において「日没時教習」という。))又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に

「号を加える。」

〔2〕4 同上〕

(教習方法の基準の細目)

第三条 「1〕7 同上〕

8 「同上〕

一 「同上〕

二 大型免許又は中型免許に係る技能教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転(以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。))に必要な技能に基づく走行を除く。)並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習(第五号及び第八号において「日没時教習」という。))又は同表第八号に掲げる事項の一部について行う眩惑

限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。第四号において同じ。）

〔三〇五 略〕

六 普通免許（A T普通免許を除く。）に係る技能教習 別表第二第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるもの）に限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。次号において同じ。）

七 A T普通免許に係る技能教習 別表第二第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習

八 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

九 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる

等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（第五号及び第八号において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。第四号において同じ。）

〔三〇五 同上〕

六 普通免許に係る技能教習 別表第二第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるもの）に限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。）

〔号を加える。〕

七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

八 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第六号、第八号及

事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限る。次号及び第十一号において同じ。）

十 普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）に係る技能教習 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十一 A T普通第二種免許に係る技能教習 別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

第四条 「1 5 略」

6 第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、普通免許（A T普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第七号	〔略〕	
	三時限	八時限
	時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限	時限数

び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限る。）

「号を加える。」

「号を加える。」

第四条 「1 5 同上」

6 第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第七号	〔同上〕	
	三時限	四時限
	時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限	時限数

7

〔略〕	<p>(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)</p>
-----	---

第一項の規定(第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。)及び第三項の規定は、AT普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	四時限	六時限
第一項第二号	基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限	四時限
第一項第三号	別表第一第一号	別表第二第一号
第一項第七号	三時限 時限数(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限(運転シミュレーターに	四時限 時限数

〔項を加える。〕

〔同上〕	<p>(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)</p>
------	---

第三項		よる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数
前項	第七項	
別表第一第二号	別表第二第二号又は第三号	

8
10 「略」

11 第九項の規定(第三号から第五号までを除く。)は、普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九項第一号	「略」	
第九項第二号	「略」	
第九項第六号	三時限 中型第二種免許又は普通第二種免許	七時限 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許(AT普通免許を除く。)
一時限		三時限

7
9 「同上」

「一項ずつ繰り下げる。」

10 第八項の規定(第三号から第五号までを除く。)は、普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項第一号	「同上」	
第八項第二号	「同上」	
第八項第六号	時限数(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教	時限数

12

第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、A T普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九項第一号	第九項第二号	第九項第六号
現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に若しくは普通免許者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）それぞれ一時間又は三時間	四時間（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時間）	時間数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許
現に	四時間	時間数
又は普通免許者	三時間	

「項を加える。」

習に係る時間数を加えた時間数）を減じた時間数

備考 表中の「」の記載は注記である。

を受けている者に対する
教習にあつては、一時限
(運転シミュレーターに
よる教習を行う場合に
あつては、一時限に当該
教習に係る時限数を加えた
時限数)を減じた時限数

第二条 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	<p>(教習の科目の基準の細目)</p> <p>第一条 道路交通法施行規則(以下「府令」という。)第三十三条第一項第一号に規定する技能教習(以下「技能教習」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 大型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項</p> <p>三 中型免許(府令第二十四条第四項第一号に規定するA T中型免許(以下「A T中型免許」という。))を除く。)に係る応用走行 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)及び第四号から第十号までに掲げる事項</p> <p>四 A T中型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項</p> <p>五 「略」</p> <p>六 準中型免許(府令第二十四条第四項第二号に規定するA T準中型免許(以下「A T準中型免許」という。))を除く。)に係る応用走行 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)及び第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号(急ブレーキによる停止を行う</p>
改 正 前	<p>(教習の科目の基準の細目)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 大型免許及び中型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 「号を加える。」</p> <p>三 「同上」</p> <p>四 準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号(急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。)、第七号及び第八号に掲げる事項(同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあつては、貨物自動車に係る教習事項を除く。)</p>

ための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあつては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

七 Ⅱ A T 準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあつては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

八 Ⅱ 「略」

九 Ⅱ 普通免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するA T 普通免許（以下「A T 普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項

十 Ⅱ 「略」

十四 Ⅱ 大型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十五 Ⅱ 中型第二種免許（府令第二十四条第四項第四号に規定する

A T 中型第二種免許（以下「A T 中型第二種免許」という。）

を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第五号に規定するA T 普通第二種免許（以下「A T 普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）

「号を加える。」

五 Ⅱ 「同上」

六 Ⅱ 普通免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するA T 普通免許（以下「A T 普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項

七 Ⅱ 「同上」

「三号ずつ繰り下げる。」

十一 Ⅱ 大型第二種免許及び中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十二 Ⅱ 普通第二種免許（府令第二十四条第四項第二号に規定する

A T 普通第二種免許（以下「A T 普通第二種免許」という。）

を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項

、第四号（中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十六 A T 中型第二種免許及び A T 普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（A T 中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

二 現に準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受け、かつ、A T 普通第二種免許を受けている者に対する中型免許（A T 中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

三 現に A T 準中型免許又は A T 普通第二種免許を受けている者（現に A T 普通第二種免許を受けている者にあつては、現に準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する中型免許（A T 中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

十三 A T 普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号から第十号までに掲げる事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る技能教習 別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

二 現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る技能教習 別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

「号を加える。」

四 現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する中型免許（A T 中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項

五 現にA T 準中型免許又はA T 普通第二種免許を受けている者に対するA T 中型免許に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

六 現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る基本操作及び基本走行 別表第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）に掲げる事項

七 現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第三号から第十号までに掲げる事項

八 現にA T 普通免許を受けている者（現にA T 普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号までに掲げる事項

九 現に普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受け、かつ、A T 普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許

「号を加える。」

「号を加える。」

三 現に普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する準中型免許に係る技能教習 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号までに掲げる事項

「号を加える。」

「号を加える。」

四 現に普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る技能教習 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号から第五号まで及

(A T 準中型免許を除く。)に係る応用走行 別表第一第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十 現に A T 普通第二種免許を受けている者(現に普通免許(A T 普通免許を除く。))を受けている者を除く。)に対する準中型免許(A T 準中型免許を除く。)に係る応用走行 別表第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路^{わい}への進入を除く。)、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十一 現に A T 普通免許を受けている者(現に A T 普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する A T 準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号までに掲げる事項

十二 現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する A T 準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

十三 現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る基本操作及び基本走行 別表第三第一号から第三号までに掲げる事項(普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。)

十四 現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る応用走行 別表第三第四号から第六号までに掲げる事項(普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。)及び同表第七号に掲げる事項

十五 現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号(転回を除く。)、第六号及び第十号に掲げる事項

び第十号に掲げる事項

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

五 現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る技能教習 別表第三第一号から第六号までに掲げる事項(普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。)及び同表第七号に掲げる事項
「号を加える。」

六 現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る技能教習 別表第四第一号、第二号(転回を除く。)、第三号、第四号(転回を除く。)、第六号

十六 現に普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

十七 現にA T普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

十八 現にA T普通第二種免許を受けている者に対するA T中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

〔3・4 略〕

（教習方法の基準の細目）

第三条 「1～5 略」

6 府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

及び第十号に掲げる事項

七 現に普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許に係る技能教習 別表第四第一号、第二号（転回を除く。）、第三号、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔3・4 同上〕

（教習方法の基準の細目）

第三条 「1～5 同上」

6 「同上」

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

二 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者にあつては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

「号を加える。」

三 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

四 中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

「号を加える。」

五 ＡＴ中型免許に係る応用走行（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

六 準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る基本操作及び基本走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第二三号に掲げる事項

七 準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る応用走行（現にA T 普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路^{あい}への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

八 準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

九 準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る応用走行（現にA T 普通免許を受けている者（現にA T 普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路^{あい}への進入を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

十 準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発

「号を加える。」

「号を加える。」

二 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

三 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第六号及び第九号並びに別表第二三号に掲げる事項に係る教習（

進並びに隘路への進入を除く。）、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習（同表第六号に掲げる事項に係る教習にあつては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）

十一 A T 準中型免許に係る基本操作及び基本走行（現に A T 普通免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第二第三号に掲げる事項に係る教習

十二 A T 準中型免許に係る応用走行（現に A T 普通免許を受けている者（現に A T 普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

十三 A T 準中型免許に係る応用走行（現に A T 普通免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第六号に掲げる事項に係る教習にあつては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）

十四 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る基本操作及び基本走行 別表第四第三号に掲げる事項に係る教習

十五 大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

別表第一第六号に掲げる事項に係る教習にあつては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

四 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

十六 大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十七 中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十八 中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現にA T普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

十九 中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十 A T中型第二種免許に係る応用走行（現にA T普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十一 A T中型第二種免許に係る応用走行（現にA T普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

五 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

8 府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という

合に限る。第五号、第六号、第八号、第十一号、第十二号及び第十五号において同じ。）

。を行う場合に限る。第四号において同じ。）

三 中型免許（A T中型免許を除く。）に係る技能教習（現に準中型免許（A T準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（A T普通免許を除く。）を受け、かつ、A T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

四 中型免許（A T中型免許を除く。）に係る技能教習（現にA T準中型免許又はA T普通第二種免許を受けている者（現にA T普通第二種免許を受けている者にあつては、現に準中型免許（A T準中型免許を除く。）又は普通免許（A T普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）

「号を加える。」

別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路^{あゐ}への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

五 中型免許（A T中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（A T普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（A T準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

六 中型免許（A T中型免許を除く。）に係る技能教習（現に準

「号を加える。」

中型免許、普通免許（A T普通免許を除く。）又は普通第二種

免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。)

七| 並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習
A T中型免許に係る技能教習(現にA T準中型免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。)

別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

八| A T中型免許に係る技能教習(現にA T準中型免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。)

別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。)並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

九| 準中型免許(A T準中型免許を除く。)に係る技能教習(現に普通第二種免許(A T普通第二種免許を除く。))を受けている者又は現に普通免許(A T普通免許を除く。)を受け、かつ、A T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。
別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

十| 準中型免許(A T準中型免許を除く。)に係る技能教習(現にA T普通第二種免許を受けている者(現に普通免許(A T普通免許を除く。))を受けている者を除く。))に対する技能教習に限る。
別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。)、第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

「号を加える。」

三| 準中型免許に係る技能教習(現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。)

別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

十一 準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十二 準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る技能教習（現にA T 普通免許を受けている者（現にA T 普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十三 準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測

四 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

五 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険

運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を~~除く。~~）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習（別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるもの限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に~~限る。~~）第十六号において同じ。）

十四 A T 準中型免許に係る技能教習（現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

十五 A T 準中型免許に係る技能教習（現に A T 普通免許を受けている者（現に A T 普通第二種免許を受けている者を除く。））に対する技能教習に限る。） 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知す

を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を~~除く。~~）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習（別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるもの限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に~~限る。~~）

「号を加える。」

「号を加える。」

ることができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。)を除く。)並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十六 A T準中型免許に係る技能教習(現にA T普通免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。)

別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。)を除く。)並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項(方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。)及び同表第七号に掲げる事項に係る教習

十七・十八 「略」

十九 大型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。)

別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十 大型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。)

別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を

「号を加える。」

六・七 「同上」

「十一号ずつ繰り下げる。」

八 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。)

別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

九 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。)

別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつて

行う場合に限る。第二十三号及び第二十五号において同じ。）

二十一 中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十二 中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現にA T 普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

二十三 中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

二十四 A T 中型第二種免許に係る技能教習（現にA T 普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十五 A T 中型第二種免許又はA T 普通第二種免許に係る技能教習（現にA T 普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

は凍結路面教習を行う場合に限る。次号及び第十一号において同じ。）

「号を加える。」

「号を加える。」

十一 普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）に係る技能教習 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

「号を加える。」

十二 A T 普通第二種免許に係る技能教習 別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

第四条 「略」

2 前項の規定（第四号を除く。）は、中型免許（AT中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第七号	三時限 中型免許、準中型免許、 中型第二種免許又は普通 第二種免許	七時限 準中型免許（AT 準中型免許を除く 。）又は普通第二 種免許（AT普通 第二種免許を除く 。）
前項第六号	行う教習	行う教習（別表第 一第九号に掲げる 事項に係る教習に 限る。）
前項第一号	中型免許、準中型免許、 中型第二種免許	準中型免許
者		者及び現に普通免 許（AT普通免許 を除く。）を受け 、かつ、AT普通 第二種免許を受け

第四条 「同上」

2 前項の規定（第四号を除く。）は、中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第七号	中型免許、準中型免許、 中型第二種免許又は普通 第二種免許	準中型免許又は普 通第二種免許
前項第一号	中型免許、準中型免許、 中型第二種免許若しくは 普通第二種免許	準中型免許若しく は普通第二種免許
	「項を加える。」	

<p>教習にあつては、一時限</p>	<p>減じた時限数)</p>
<p>ている者 教習にあつては一 時限</p>	<p>減じた時限数、現 にA T準中型免許 又はA T普通第二 種免許を受けてい る者（現にA T普 通第二種免許を受 けている者にあつ ては、現に準中型 免許（A T準中型 免許を除く。）又 は普通免許（A T 普通免許を除く。 ）を受けている者 を除く。）に対す る教習にあつては 五時限（運転シミ ュレーターによる 教習を行う場合に あつては、五時限 に当該教習に係る 時限数を加えた時</p>

限数)を減じた時
 限数、現に普通免
 許(AT普通免許
 を除く。)を受け
 ている者(現に準
 中型免許(AT準
 中型免許を除く。
)又は普通第二種
 免許を受けている
 者を除く。)に対
 する教習にあつて
 は三時限(運転シ
 ミュレーターによ
 る教習を行う場合
 にあつては、三時
 限に当該教習に係
 る時限数を加えた
 時限数)を減じた
 時限数)

3 前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するもの
 ほか、中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能教習につい
 ては、府令第三十三条第五項第一号りに規定する無線指導装置に
 よる教習は、別表第一第二号に掲げる事項であつて、交差点の通
 行(左折及び右折を含む。以下同じ。)その他の無線指導装置を

3 前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するもの
 ほか、中型免許に係る技能教習については、府令第三十三条第五
 項第一号りに規定する無線指導装置による教習は、別表第一第二
 号に掲げる事項であつて、交差点の通行(左折及び右折を含む。
 以下同じ。)その他の無線指導装置を用いて教習を行うことによ

用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものとする。

4|| 第一項の規定（第四号を除く。）及び前項の規定は、A T中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	A T準中型免許若しくはA T普通第二種免許又はA T普通免許
第一項第七号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	A T準中型免許又はA T普通第二種免許
前項	前項	次項

5|| 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び第三項の規定は、準中型免許（A T準中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第六号	行う教習	行う教習（別表第一第六号及び第九号並びに別表第二
--------	------	--------------------------

り教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものとする。
「項を加える。」

4|| 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び前項の規定は、準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第六号	一時限	四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二
--------	-----	--------------------------

				第一項第七号			
	一時限に減じた時限数)	一時限に	教習にあつては、一時限	三時限	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者	一時限	
	減じた時限数、現に普通免許(AT普通免許を除く。)	四時限に	教習にあつては四時限	十一時限	普通免許(AT普通免許を除く。)	四時限(現に普通免許を受けている者(現に普通第二種免許を受けている者を除く。))に対する教習にあつては、一時限)	第三号に掲げる事項に係る教習に限る。)

				第一項第七号			
	減じた時限数)	一時限に	教習にあつては、一時限	三時限	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者	七時限	
	減じた時限数、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては二時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減	四時限に	教習にあつては四時限	七時限	普通免許を受けている者(現に普通第二種免許を受けている者を除く。)	七時限	種免許を受けている者を除く。)に対する教習にあつては、一時限)

AT普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習にあつては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合）にあつては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数、現にAT普通免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては八時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合）

じた時限数)

6	第三項	
	〔略〕 前項	
	第五項	<p>にあつては、八時間に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数、現にAT普通第二種免許を受けている者(現に普通免許(AT普通免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する教習にあつては六時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、六時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)</p>

前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許(AT準中型免許を除く。)に係る

5	前項	
	〔同上〕 前項	
	次項	

前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許に係る技能教習については、府令第

技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、七時限）以上行うものとする。

7|| 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）並びに第三項及び前項の規定は、A T 準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	四時限	別表第一に掲げる事項にあつては五時限、別表第二に掲げる事項にあつては三時限
中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	A T 普通第二種免許又は A T 普通免許	

第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、七時限）以上行うものとする。

「項を加える。」

第一項第二号	第一項第三号
基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限	別表第一第一号 行うこと
別表第一に掲げる事項にあつては三時限、別表第二に掲げる事項にあつては二時限を超えないこと。ただし、現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ三時限又は一時限	別表第一第一号及び別表第二第一号を行うこと。ただし、現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行うこと

		第一項第七号	第一項第六号
	一時限に 減じた時限数)	一時限に 教習にあつては、一時限 者 第二種免許を受けている 者	一時限
	四時限に 減じた時限数、現 にAT普通第二種 免許を受けている 者に対する教習に あつては二時限（ 運転シミュレータ ーによる教習を行	四時限に 教習にあつては四 時限 を除く。）	四時限（現にAT 普通免許を受けて いる者（現にAT 普通第二種免許を 受けている者を除 く。）に対する教 習にあつては、一 時限）
		三時限 中型免許、準中型免許、 中型第二種免許又は普通 第二種免許を受けている 者	七時限 AT普通免許を受 けている者（現に AT普通第二種免 許を受けている者 を除く。）

		第三項	
	行うものとする	前項 別表第一第二号	
行うものとし、当該無線指導装置による教習の教習時間は、別表第一第二号に掲げる事項に係る教習にあつては一時限、別表第二第二号又は第三号に掲げる事項に係る教習にあつては三時限（現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあ		第七項 別表第一第二号又は別表第二第二号若しくは第三号	う場合にあつては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）

前項	前項	次項	つては、一時限） を超えないこと
----	----	----	---------------------

8|| 第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、普通免許（AT普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	前項	第八項
[略]	[略]	

9|| 第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、AT普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	前項	第九項
[略]	[略]	

10|| [略]

12|| 前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は

6|| [同上]

第三項	前項	第六項
[同上]	[同上]	

7|| [同上]

第三項	前項	第七項
[同上]	[同上]	

8・9|| [同上]

「二項ずつ繰り下げる。」

10|| 前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第六号	三時限 中型第二種免許又は普通第二種免許	七時限 普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、又は普通免許（
	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
前項第五号	行う教習	行う教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）
前項第二号及び第四号	第二種免許	普通第二種免許

句に読み替えるものとする。

「項を加える。」	前項第二号及び第四号から第六号まで	中型第二種免許又は普通第二種免許
	普通第二種免許	

	<p>教習にあつては、一時限</p>	<p>減じた時限数)</p>
<p>A T普通免許を除く。)を受け、かつ、A T普通第二種免許</p>	<p>教習にあつては一時限</p>	<p>減じた時限数、現にA T普通第二種免許を受けている者(現に大型免許、中型免許(A T中型免許を除く。)、準中型免許(A T準中型免許を除く。)又は普通免許(A T普通免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する教習にあつては五時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該</p>

第十一項の規定（第三号を除く。）は、AT中型第一種免許に

	<p>教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）</p>
--	---

「項を加える。」

<p>「項を加える。」</p>

係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一項第一号	中型第二種免許若しくは普通第二種免許	AT普通第二種免許
	中型第二種免許又は普通第二種免許	AT普通第二種免許
第十一項第二号及び第四号から第六号まで	中型第二種免許又は普通第二種免許	AT普通第二種免許

14 第十一項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一項第一号	〔略〕	〔略〕
第十一項第二号	〔略〕	〔略〕
第十一項第六号	〔略〕 中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中

11 第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九項第一号	〔同上〕	〔同上〕
第九項第二号	〔同上〕	〔同上〕
第九項第六号	〔同上〕 中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許（AT

備考 表中の「」の記載は注記である。

号	第十一項第一号	号	第十一項第二号	号	第十一項第六号
	[略]		[略]		[略]

15) 第十一項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、A T 普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]	型免許（A T 準中型免許を除く。） 又は普通免許（A T 普通免許を除く。）
-----	--

号	第九項第一号	号	第九項第二号	号	第九項第六号
	[同上]		[同上]		[同上]

12) 第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、A T 普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[同上]	普通免許を除く。）
------	-----------

第三条 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(教習の科目の基準の細目)

第一条 道路交通法施行規則(以下「府令」という。)第三十三条第一項第一号に規定する技能教習(以下「技能教習」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 「略」

「号を削る。」

二 大型免許(府令第二十四条第四項第一号に規定するAT大型

免許(以下「AT大型免許」という。)を除く。)及び中型免

許(同項第二号に規定するAT中型免許(以下「AT中型免許

」という。)を除く。)に係る応用走行 別表第一第一号、第

二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。

)及び第四号から第十号までに掲げる事項

三 AT大型免許及びAT中型免許に係る応用走行 別表第一第

四号から第十号までに掲げる事項

四 「略」

五 準中型免許(府令第二十四条第四項第三号に規定するAT準

中型免許(以下「AT準中型免許」という。)を除く。)に係

る応用走行 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び

発進並びに隘路への進入を除く。)及び第三号から第十号まで

改正前

(教習の科目の基準の細目)

第一条 「同上」

一 「同上」

二 大型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項

三 中型免許(府令第二十四条第四項第一号に規定するAT中型免許(以下「AT中型免許」という。)を除く。)に係る応用

走行 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並

びに隘路への進入を除く。)及び第四号から第十号までに掲げ

る事項

四 AT中型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号ま

でに掲げる事項

五 「同上」

六 準中型免許(府令第二十四条第四項第二号に規定するAT準

中型免許(以下「AT準中型免許」という。)を除く。)に係

る応用走行 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び

発進並びに隘路への進入を除く。)及び第三号から第十号まで

並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあつては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

六・七 「略」

八 普通免許（府令第二十四条第四項第四号に規定するAT普通免許（以下「AT普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項

九十三 「略」

十四 中型第二種免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するAT中型第二種免許（以下「AT中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第六号に規定するAT普通第二種免許（以下「AT普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十五 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあつては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）

七・八 「同上」

九 普通免許（府令第二十四条第三号に規定するAT普通免許（以下「AT普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項

十四 「同上」

「一号ずつ繰り上げる。」

十五 中型第二種免許（府令第二十四条第四号に規定するAT中型第二種免許（以下「AT中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第五号に規定するAT普通第二種免許（以下「AT普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十六 「同上」

2 「同上」

- 一 現に中型免許（A T中型免許を除く。）、準中型免許（A T準中型免許を除く。）、中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）を受け、かつ、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する大型免許（A T大型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項
- 二 現にA T中型免許、A T準中型免許、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者（現にA T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（A T中型免許を除く。）、準中型免許（A T準中型免許を除く。）又は普通免許（A T普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型免許（A T大型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第四号、第五号及び第十号に掲げる事項
- 三 現に普通免許（A T普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（A T中型免許を除く。）、準中型免許（A T準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型免許（A T大型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項
- 四 現にA T中型免許、A T準中型免許、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対するA T大型免許に

一 現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

係る応用走行 別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

五〇二十一 「略」

〔3・4 略〕

（教習方法の基準の細目）

第三条 「1〜5 略」

6 府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

「号を削る。」

一 大型免許（AT大型免許を除く。）又は中型免許（AT中型免許を除く。）に係る応用走行（現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者）にあつては、現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項

二〇十八 「同上」

「三号ずつ繰り下げる。」

〔3・4 同上〕

（教習方法の基準の細目）

第三条 「1〜5 同上」

6 「同上」

一 大型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者）に対する教習を除く。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

二 中型免許（AT中型免許を除く。）に係る応用走行（現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者）にあつては、現に準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

に限る。)に係る教習

二 大型免許(A T大型免許を除く。)又は中型免許(A T中型免許を除く。)に係る応用走行(現に普通免許(A T普通免許を除く。)を受けている者(現に中型免許(A T中型免許を除く。)、準中型免許(A T準中型免許を除く。)、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。))に対する教習に限る。) 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

三 大型免許(A T大型免許を除く。)又は中型免許(A T中型免許を除く。)に係る応用走行(現に中型免許、準中型免許、普通免許(A T普通免許を除く。))、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路^{あい}への進入を除く。)、第五号及び第九号に掲げる事項(同表第五号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。)に係る教習

四 A T大型免許又はA T中型免許に係る応用走行(現にA T中型免許、A T準中型免許、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

五 二十 「略」

7 「略」

8 府令第三十三条第五項第一号レ(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定

三 中型免許(A T中型免許を除く。)に係る応用走行(現に普通免許(A T普通免許を除く。))を受けている者(現に準中型免許(A T準中型免許を除く。))又は普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する教習に限る。) 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

四 中型免許(A T中型免許を除く。)に係る応用走行(現に準中型免許、普通免許(A T普通免許を除く。))又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路^{あい}への進入を除く。)、第五号及び第九号に掲げる事項(同表第五号に掲げる事項にあつては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。)に係る教習

五 A T中型免許に係る応用走行(現にA T準中型免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

六 二十一 「同上」

「一号ずつ繰り上げる。」

7 「同上」

8 「同上」

める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

「号を削る。」

「号を削る。」

一 大型免許（AT大型免許を除く。）又は中型免許（AT中型免許を除く。）に係る技能教習（現に中型免許（AT中型免許

一 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。第五号、第六号、第八号、第十一号、第十二号及び第十五号において同じ。）

三 中型免許（AT中型免許を除く。）に係る技能教習（現に準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（A

を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許（AT大型免許を除く。）又は中型免許（AT中型免許を除く。）に係る技能教習（現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者）にあつては、現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

三 大型免許（AT大型免許を除く。）又は中型免許（AT中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）

AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

四 中型免許（AT中型免許を除く。）に係る技能教習（現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者）にあつては、現に準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

五 中型免許（AT中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

に必要な技能に基づく走行を除く。)並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習(以下この項において「日没時教習」という。))又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習(以下この項において「凍結路面教習」という。))を行う場合に限る。次号、第六号、第九号、第十号及び第十三号において同じ。)

四 大型免許(AT大型免許を除く。)又は中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能教習(現に中型免許、準中型免許、普通免許(AT普通免許を除く。))、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。)別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。))及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。))並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

五 AT大型免許又はAT中型免許に係る技能教習(現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。))別表第

六 中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能教習(現に準中型免許、普通免許(AT普通免許を除く。))又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。)別表第一第一号、第二号(路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。))及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。))並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

七 AT中型免許に係る技能教習(現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。))別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

一第五号に掲げる事項に係る教習

六〇 A T大型免許又はA T中型免許に係る技能教習（現にA T中型免許、A T準中型免許、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

七〇十 「略」

七一 準中型免許（A T準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除外。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習（別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコ

八〇 A T中型免許に係る技能教習（現にA T準中型免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）

別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

九〇十二 「同上」

「二号ずつ繰り上げる。」

八三 準中型免許（A T準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除外。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習（別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコ

ースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができる」と認められるものに限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。第十四号において同じ。）

十二〇十七 「略」

十八 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）

別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限る。第二十一号及び第二十三号において同じ。）

十九〇二十三 「略」

第四条 前条に規定するもののほか、大型免許（AT大型免許を除く。）に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

「一〇五 略」

六 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）の教習時間は、一時限を超えないこと。

ースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができる」と認められるものに限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。第十六号において同じ。）

十四〇十九 「同上」

「二号ずつ繰り上げる。」

二十 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）

別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限る。第二十三号及び第二十五号において同じ。）

二十一〇二十五 「同上」

「二号ずつ繰り上げる。」

第四条 前条に規定するもののほか、大型免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

「一〇五 同上」

六 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、一時限を超えないこと。

七 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から七時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、七時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許（AT準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対

七 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。

2||

する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。
 前項の規定は、AT大型免許に係る技能教習について準用する。
 この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	AT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許若しくはAT普通第二種免許又はAT普通免許
前項第六号	教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）	教習
前項第七号	七時限 中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）、又は普通第二種免許（AT普通第二種免許	三時限 AT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許

「項を加える。」

<p>者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者</p>	<p>者</p>
<p>あつては一時限</p> <p>時限数、現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合に</p>	<p>あつては、一時限</p> <p>時限数</p>

「項を削る。」	第一項第一号	<p>3 第一項の規定（第四号を除く。）は、中型免許（A T中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>つては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（A T普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（A T中型免許を除く。））、準中型免許（A T準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数</p>
---------	--------	---	---

前項第六号	前項第一号	<p>2 前項の規定（第四号を除く。）は、中型免許（A T中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
行う教習	「同上」		行う教習（別表第

第一項第七号			
中型免許（A T 中型免許を除く。） 、準中型免許（A T 準中型免許を除く。） 、中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。） 、中型第二種免許	準中型免許（A T 準中型免許を除く。） 、準中型免許（A T 準中型免許を除く。） 、中型第二種免許（A T 準中型第二種免許を除く。） 、中型第二種免許	、現に中型免許（A T 中型免許を除く。） 、現に	現に 、現に
かつ、A T 中型第二種免許又は A T 中型免許、A T 準中型免許、 A T 中型第二種免許 又は 現に A T 中型第二種免許 又は 、現に中型免許（A T 中型免許を除く。） 、現に	かつ、 A T 準中型免許	、現に	現に

前項第七号			
三時限 中型免許、準中型免許、 中型第二種免許又は普通 第二種免許	七時限 準中型免許（A T 準中型免許を除く。） 、又は普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。） 、	者 教習にあつては、一時限 減じた時限数）	一第九号に掲げる 事項に係る教習に 限る。）
者 教習にあつては、一時限 減じた時限数）	者及び現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受け、かつ、A T 普通第二種免許を受けている者	教習にあつては一時限 減じた時限数、現に A T 準中型免許又は A T 普通第二種免許を受けている者（現に A T 普通第二種免許を受	者及び現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受け、かつ、A T 普通第二種免許を受けている者

けている者にあつては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている

5		4		<p>第一項の規定（第四号を除く。）及び前項の規定は、A T 中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
第一項第七号	第一項第六号	第一項第一号	「略」	
中型免許（A T 中型免許）	七時限	中型免許、準中型免許、 中型第二種免許若しくは 普通第二種免許又は普通 免許	A T 準中型免許若 しくは A T 普通第 二種免許又は A T 普通免許	
中型免許（A T 中型免許）	三時限	教習（別表第一第九号に 掲げる事項に係る教習に 限る。）	教習	

4		3		<p>者を除く。）に對する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）</p>
第一項第七号	「項を加える。」	第一項第一号	「同上」	
中型免許、準中型免許、 中型第二種免許又は普通	中型免許、準中型免許、 中型第二種免許若しくは 普通第二種免許又は普通 免許	中型免許、準中型免許、 中型第二種免許若しくは 普通第二種免許又は普通 免許	A T 準中型免許若 しくは A T 普通第 二種免許又は A T 普通免許	
中型免許、準中型免許、 中型第二種免許又は普通	A T 準中型免許又 は A T 普通第二種	A T 準中型免許又 は A T 普通第二種		

<p>を除く。）、準中型免許を除く（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）、又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）</p>	<p>者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者</p>	<p>あつては一時限</p>
<p>はAT普通第二種免許</p>	<p>者</p>	<p>時限数、現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）</p>

第二種免許

免許

又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数

〔略〕

6 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び第四項の規定

は、準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第七号	第一項第六号	別表第一第九号	別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号
	一時限	四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、一時限）	
	七時限	普通免許（AT普通免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許	普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）

〔同上〕

5 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び第三項の規定

は、準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第七号	第一項第六号	行う教習	行う教習（別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号に掲げる事項に係る教習に限る。）
	一時限	四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、一時限）	
	三時限	普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている	普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（

<p>許（A T普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（A T普通免許を除く。）を受け、かつ、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者（現にA T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（A T中型免許を除く。）、準中型免許（A T準中型免許を除く。）又は普通免許（A T普通免許を除く。）を受けている者を除く。）</p>	<p>四時限 普通免許（A T普通免許を除く。）を受け、かつ、A T普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）を受けている者</p>
<p>一時限 A T中型免許、A T準中型免許、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者（現にA T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（A T中型免許を除く。）、準中型免許（A T準中型免許を除く。）又は普通免許（A T普通免許を除く。）を受けている者を除く。）</p>	<p>二時限 A T普通免許を受</p>

<p>者 教習にあつては、一時限</p>	<p>現に普通第二種免許を受けている者を除く。） 教習にあつては四時限</p>
<p>一時限に減じた時限数</p>	<p>四時限に減じた時限数、現に普通免許（A T普通免許を除く。）を受け、かつ、A T普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習にあつては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を</p>

<p>を除く。)を受けている者(現に中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT準中型免許を除く。)、中型第二種免許又は普通第二種免許</p>	<p>三時限</p>	<p>減じた時限数)</p>
<p>けている者(現にAT普通第二種免許</p>	<p>八時限</p>	<p>減じた時限数、現にAT普通第二種免許を受けている者(現に普通免許(AT普通免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する教習にあつては六時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、六時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)</p>

減じた時限数、現にAT普通免許を受けている者(現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する教習にあつては八時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、八時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数、現にAT普通第二種免許を受けている者(現に普通免許(AT普通免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する教習にあつては六時限(運転シミュレーターによる

第四項	前項	第六項
	〔略〕	

7|| 前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第四項に規定するもののほか、準中型免許（A T準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、七時限）以上行うものとする。

8|| 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）並びに第四項及び前項の規定は、A T準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも

第三項	前項	第五項
	〔同上〕	

6|| 前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許（A T準中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、七時限）以上行うものとする。

7|| 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）並びに第三項及び前項の規定は、A T準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも

のとす。

第一項第六号		第一項第七号
「略」	<p>教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）</p> <p>一時限</p>	<p>中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）、又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT中型第</p>
	<p>教習</p> <p>四時限（現にAT普通免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、一時限）</p>	<p>AT普通免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。）</p>

のとす。

第一項第六号		第一項第七号
「同上」	<p>一時限</p>	<p>三時限</p> <p>中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者</p> <p>教習にあつては、一時限</p> <p>一時限に</p> <p>減じた時限数）</p>
	<p>四時限（現にAT普通免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、一時限）</p> <p>七時限</p> <p>AT普通免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。）</p> <p>教習にあつては四時限</p> <p>四時限に</p> <p>減じた時限数、現にAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては二時限（</p>	<p>AT普通免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。）</p>

二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者	一時限	AT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。））を除く。）	四時限	
AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）	五時限	二時限	時限数	時限数

運転シミュレーターによる教習を行う場合に於ては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数)

9		〔略〕	
	第四項	）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数	
	前項		
	〔略〕	第八項	
第一項第七号		七時限	八時限
第二種免許（AT中型第一種免許を除く。）、中型第二種免許（AT中型第一種免許を除く。）		時限数（現に中型免許（AT中型免許を除く。）準中型免許（AT準中型免許を除く。）	時限数
		第二種免許（AT中型第一種免許を除く。）	

第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第四項の規定は、普通免許（AT普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

8		〔同上〕	
	第三項	）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数	
	前項		
	〔同上〕	第七項	
第一項第七号		三時限	八時限
第二種免許（AT中型第一種免許を除く。）、中型第二種免許（AT中型第一種免許を除く。）		時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限	時限数
		第二種免許（AT中型第一種免許を除く。）	

第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、普通免許（AT普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

二種免許を除く。)又は普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)を受けている者及び現に普通免許(AT普通免許を除く。)を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数、現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者(現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許(AT準中型免許を除く。)、準

(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)

中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（A T 中型免許を除く。））、準中型免許（A T 準中型免許を除く。））、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を

第四項	加えた時限数) を減じた時限数)	第九項
前項		
〔略〕		

10) 第一項の規定(第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。)及び第四項の規定は、AT普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第七号	七時限	四時限
	時限数(現に中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT準中型免許を除く。)、中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。))又は普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。))を受けている者及び現に普通免許(AT普通免許を除く。))を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を	時限数
	〔略〕	

第三項		第八項
前項		
〔同上〕		

9) 第一項の規定(第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。)及び第三項の規定は、AT普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第七号	三時限	四時限
	時限数(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)	時限数
	〔同上〕	

受けている者に対する教習にあっては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者）は、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合には、五

13	前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合に	11・12	第四項		
		「略」	前項	時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（A T普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（A T中型免許を除く。））、準中型免許（A T準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	第十項

12	前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合に	10・11	第三項		
		「同上」	前項		第九項

において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第六号		〔略〕
〔略〕	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（AT大型免許を除く。）、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許
減じた時限数）	〔略〕	減じた時限数、現にAT普通第二種免許を受けている者（現に大型免許

において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第六号		〔同上〕
〔同上〕	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許
減じた時限数）	〔同上〕	減じた時限数、現にAT普通第二種免許を受けている者（現に大型免許

(AT大型免許を除く。)、中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT準中型免許を除く。)、又は普通免許(AT普通免許を除く。を受けている者を除く。)に対する教習にあつては五時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数、現に大型免許(AT大型免許を除く。)、中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT

、中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT準中型免許を除く。)、又は普通免許(AT普通免許を除く。を受けている者を除く。)に対する教習にあつては五時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数、現に大型免許、中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT準中型免許を除く。)、又は普通免許(AT普通免許を

号及び第四号	第十二項第二号	第十二項第一号	第十二項の規定（第三号を除く。）は、AT中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	14	
	〔略〕				〔略〕

号及び第四号	第十一項第二号	第十一項第一号	第十一項の規定（第三号を除く。）は、AT中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	13	
	〔同上〕				〔同上〕

から第六号まで

15| 第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二項第一号	[略]	大型免許（A T大型免許を除く。）
第十二項第二号	[略]	、中型免許（A T中型免許を除く。）
第十二項第六号	[略]	、準中型免許（A T準中型免許を除く。）
	[略]	中型第二種免許又は普通第二種免許
	[略]	大型免許（A T大型免許を除く。）
	[略]	、中型免許（A T中型免許を除く。）
	[略]	、準中型免許（A T準中型免許を除く。）
	[略]	中型第二種免許又は普通第二種免許（A T普通免許を除く。）

16| 第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、A T普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において

から第六号まで

14| 第十一項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一項第一号	[同上]	大型免許、中型免許（A T中型免許を除く。）
第十一項第二号	[同上]	、準中型免許（A T準中型免許を除く。）
第十一項第六号	[同上]	、準中型免許（A T準中型免許を除く。）
	[同上]	中型第二種免許又は普通第二種免許
	[同上]	大型免許、中型免許（A T中型免許を除く。）
	[同上]	、準中型免許（A T準中型免許を除く。）
	[同上]	、準中型免許（A T準中型免許を除く。）
	[同上]	中型第二種免許又は普通第二種免許（A T普通免許を除く。）

15| 第十一項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、A T普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において

て、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

号	第十二項第一	〔略〕
号	第十二項第二	〔略〕
号	第十二項第六	〔略〕

て、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

号	第十一項第一	〔同上〕
号	第十一項第二	〔同上〕
号	第十一項第六	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

第四条 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(教習の科目の基準の細目)

第一条 道路交通法施行規則(以下「府令」という。)第三十三条第一項第一号に規定する技能教習(以下「技能教習」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

「一〇十二 略」

「号を削る。」

十三 大型第二種免許(府令第二十四条第四項第五号に規定するAT大型第二種免許(以下「AT大型第二種免許」という。))を除く。この号において同じ。)、中型第二種免許(同項第六号に規定するAT中型第二種免許(以下「AT中型第二種免許」という。))を除く。この号において同じ。)、及び普通第二種免許(同項第七号に規定するAT普通第二種免許(以下「AT普通第二種免許」という。))を除く。)

第四第一号、第二号(転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。)、第四号(大型第二種免許及び中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。)、及び第五号から第十号までに掲げる事項

十四 AT大型第二種免許、AT中型第二種免許及びAT普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号(AT大型第二種免

改正前

(教習の科目の基準の細目)

第一条 「同上」

「一〇十二 同上」

十三 大型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号(転回を除く。)、及び第五号から第十号までに掲げる事項

十四 中型第二種免許(府令第二十四条第四項第五号に規定するAT中型第二種免許(以下「AT中型第二種免許」という。))を除く。この号において同じ。)、及び普通第二種免許(同項第六号に規定するAT普通第二種免許(以下「AT普通第二種免許」という。))を除く。この号において同じ。)、及び普通第二種免許(同項第七号(転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。))、第四号(中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。))及び第五号から第十号までに掲げる事項

十五 AT中型第二種免許及びAT普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号(AT中型第二種免許に係る教習にあつて

許及びA T中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。
。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

〔一〇七 略〕

十八 現に中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する大型第二種免許（A T大型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

十九 現にA T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許（A T大型第二種免許を除く。）

）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

二十 現にA T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対するA T大型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

二十一～二十三 〔略〕

〔3・4 略〕

（教習方法の基準の細目）

第三条 〔1～5 略〕

は、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

2 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

十八 現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十九～二十一 〔同上〕

〔二号ずつ繰り下げる。〕

〔3・4 同上〕

（教習方法の基準の細目）

第三条 〔1～5 同上〕

6 府令第三十三條第五項第一号ヲ（府令第三十四條の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

「一〇十三 略」

「号を削る。」

「号を削る。」

十四 大型第二種免許（AT大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十五 大型第二種免許（AT大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

十六 大型第二種免許（AT大型第二種免許を除く。）又は中型

6 「同上」

「一〇十三 同上」

十四 大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十五 大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十六 中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十七 中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現にAT普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

十八 中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る応

第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十七 A T 大型第二種免許又は A T 中型第二種免許に係る応用走行（現に A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十八 A T 大型第二種免許又は A T 中型第二種免許に係る応用走行（現に A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

7 「略」

8 府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

「一〇十六 略」

「号を削る。」

「号を削る。」

用走行（現に普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十九 A T 中型第二種免許に係る応用走行（現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十 A T 中型第二種免許に係る応用走行（現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

7 「同上」

8 「同上」

「一〇十六 同上」

十七 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）

別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十八 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）

十七 大型第二種免許（A T大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十八 大型第二種免許（A T大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現にA T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

十九 大型第二種免許（A T大型第二種免許を除く。）、中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習に

別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限る。第二十一号及び第二十三号において同じ。）

十九 中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十 中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）に係る技能教習（現にA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

二十一 中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

あつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限る。第二十一号において同じ。）

二十 A T大型第二種免許又はA T中型第二種免許に係る技能教習（現にA T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十一 A T大型第二種免許、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許に係る技能教習（現にA T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

第四条 「1～11 略」

12 前条に規定するもののほか、大型第二種免許（A T大型第二種免許を除く。）に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

「一～四 略」

五 府令第三十三条第五項第一号に規定する普通自動車を使用して行う教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。

六 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行

二十二 A T中型第二種免許に係る技能教習（現にA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

二十三 A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許に係る技能教習（現にA T普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

第四条 「1～11 同上」

12 前条に規定するもののほか、大型第二種免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

「一～四 同上」

五 府令第三十三条第五項第一号に規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。

六 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行

うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から七時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、七時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（AT大型免許を除く。）、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）を受けている者、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（AT大型免許を除く。）、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許（AT大型免許を除く。）、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。））に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行

うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。

13| う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時
 限数)を減じた時限数)以上行うこと。
 前項の規定は、AT大型第二種免許に係る教習について準用す
 る。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄
 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える
 ものとする。

前項第一号か ら第五号まで	中型第二種免許	AT中型第二種免 許
	普通第二種免許	AT普通第二種免 許
前項第六号	七時限 現に中型第二種免許(AT T中型第二種免許を除く 。)又は普通第二種免許 (AT普通第二種免許を 除く。)を受けている者 及び現に大型免許(AT 大型免許を除く。)、中 型免許(AT中型免許を 除く。)、準中型免許(AT準中型免許を除く。)又は普通免許(AT普 通免許を除く。)を受け 、かつ、	現に 三時限

「項を加える。」

<p>あつては一時限</p>	<p>時限数、現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（AT大型免許を除く。）、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、又は普通免許（AT普通</p>
<p>あつては、一時限</p>	<p>時限数</p>

免許を除く。)を受けている者(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する教習にあつては三時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数

第十二項第一号	第十二項第二号、第四号及び第五号	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
	「項を削る。」		

14 第十二項の規定(第三号を除く。)は、中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	前項第二号及び第四号	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
前項第五号	行う教習	行う教習(別表第四第三号、第五号、第六号及び第九	

13 前項の規定(第三号を除く。)は、中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第十二項第六号	
	中型第二種免許又は普通第二種免許を除外する。)	AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許	中型第二種免許又は普通第二種免許
		AT普通第二種免許	普通第二種免許

		前項第六号	
減じた時限数)	教習にあつては、一時限	三時限 中型第二種免許又は普通第二種免許	中型第二種免許又は普通第二種免許
減じた時限数、現時限	教習にあつては一時限	七時限 普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)を受けている者及び現に大型免許(AT大型免許を除く。)、中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT準中型免許を除く。)又は普通免許(AT普通免許を除く。)を受け、かつ、AT普通第二種免許	号に掲げる事項に係る教習に限る。 普通第二種免許

にAT普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（AT大型免許を除く。）、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許（AT大型免許を除く。）、中

15) 第十二項の規定（第三号を除く。）は、A T中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕

14) 第十二項の規定（第三号を除く。）は、A T中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔同上〕

型免許（A T中型免許を除く。）、準中型免許（A T準中型免許を除く。）、又は普通免許（A T普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数を減じた時限数）を

第十二項第二号及び第四号	中型第二種免許又は普通第二種免許	AT普通第二種免許
第十二項第五号	教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習に限る。） 中型第二種免許又は普通第二種免許	教習 AT普通第二種免許
第十二項第六号	七時限 現に中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（AT大型免許を除く。）、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT中型第二種	現に 三時限

第十二項第二号及び第四号から第六号まで	中型第二種免許又は普通第二種免許	AT普通第二種免許
「項を加える。」		
「項を加える。」		

免許又は	あつては一時限	<p> 時限数、現にAT中型第一種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（AT大型免許を除く。）、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、又は普通免許（AT普通免許を除く。）、を受けている者を除く。）に対する教習にあつては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許（AT大型免許を除く。）、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。） </p>
	あつては、一時限	<p>時限数</p>

又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数

16| 第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二項第六号	〔略〕	中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（AT大型	大型免許（AT大型免許を除く。）、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を

15| 第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

15| 第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二項第六号	〔同上〕	三時限 中型第二種免許又は普通第二種免許	七時限 大型免許（AT大型免許を除く。）、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（

<p>免許を除く。)、中型免許(AT中型免許を除く。)、準中型免許(AT準中型免許を除く。))又は普通免許(AT普通免許を除く。))を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許</p>	<p>あつては一時限</p>	<p>一時限に</p>	<p>時限数、現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者(現に大型免許(AT大型免許を除く。))、中型免許(AT中型免許を除く。))、準中型免許(AT準中型免許を除く。))又は普通免許(AT普通免許を除く。))を受けている者を除く。)に対する教習にあつては五時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合に</p>
<p>除く。))又は普通免許(AT普通免許を除く。))</p>	<p>あつては、三時限</p>	<p>三時限に</p>	<p>時限数</p>
	<p>AT準中型免許を除く。))又は普通免許(AT普通免許を除く。))</p>	<p>一時限</p>	
		<p>三時限</p>	

つては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数、現に大型免許(AT大型免許を除く)、中型免許(AT中型免許を除く)、準中型免許(AT準中型免許を除く。)又は普通免許(AT普通免許を除く。)を受けている者(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。)に対する教習にあつては三時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数

17| 第十二項の規定(第三号から第五号までを除く。)は、AT普通

通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

16| 第十二項の規定(第三号から第五号までを除く。)は、AT普通

通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

「略」	
第十二項第六号	七時限
<p>時限数（現に中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（AT大型免許を除く。）（AT中型免許（AT中型免許を除く。））（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合に於ては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にAT中</p>	三時限
	時限数

「同上」	
第十二項第六号	時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合に於ては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）
	時限数

型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（AT大型免許を除く。）、中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型第

備考 表中の「」の記載は注記である。

二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第六十号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第三条及び第六条の規定 令和八年四月一日
- 二 第三条並びに附則第四条及び第七条の規定 令和九年四月一日
- 三 第四条及び附則第五条の規定 令和九年十月一日

(普通免許等に関する経過措置)

第二条 指定自動車教習所における普通自動車免許（以下「普通免許」という。）（運転することができる普通自動車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許（以下「AT普通免許」という。）を除く。）及び普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）（運転

することができる普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通第二種免許（以下「AT普通第二種免許」という。）を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第一条の規定による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下この条において「第一条新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

2 この規則の施行の際現に指定自動車教習所において普通免許（AT普通免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第一条新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（中型免許等に関する経過措置）

第三条 指定自動車教習所における中型自動車免許（以下「中型免許」という。）（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型免許（以下「AT中型免許」という。）を除く。）、準

中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）（運転することができる準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車に限る準中型免許（以下「AT準中型免許」という。）を除く。）及び中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）（運転することができる中型自動車、準中型自動車第二種免許（以下「AT中型第二種免許」という。）及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型第二種免許（以下「AT中型第二種免許」という。）を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第二条の規定による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下この条において「第二条新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第二条新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(大型免許に関する経過措置)

第四条 指定自動車教習所における大型自動車免許（以下「大型免許」という。）（運転することができる

大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型免許（以下「AT大型免許」

という。）を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細

目は、第三条の規定による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下この条において「第三条新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において大型免許（AT大型免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第三条新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(大型第二種免許に関する経過措置)

第五条 指定自動車教習所における大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）（運転する

ことができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチ

の操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型第二種免許（以下「AT大型第二種免許」という。）を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第四条の規定による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下この条において「第四条新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができるとする。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において大型第二種免許（AT大型第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第四条新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第六条 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年国家公安委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（経過措置）

2 次の各号のいずれかに該当する者に対する指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第一
条第二項第一号から第五号まで及び同条第四項第一号、第二条第一号及び第二号、第三条第一項第一
号、同条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号、同条
第五項第一号、同条第六項第一号から第五号まで並びに同条第八項第一号から第八号まで並びに第四条
第一項第一号及び第七号、同条第二項並びに第四項の規定の適用については、同規則第一条第二項第一
号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第
四十号。以下「改正法」という。）附則第二条第二号に定める準中型免許（以下「限定準中型免許」と
いう。）を除く。）」と、同項第二号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許及び限定準中
型免許」と、「普通免許（）」とあるのは「限定準中型免許（運転することができず準中型自動車及び普
通自動車を、AT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない改正法による改正前の道路交通法
第三条の普通自動車に相当する準中型自動車及びAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しな
い普通自動車に限る準中型免許（以下「AT限定準中型免許」という。）を除く。）」又は普通免許（「
と、同項第三号中「現にAT準中型免許」とあるのは「現にAT準中型免許（AT限定準中型免許を除

く。）」と、同項第四号中「普通免許（）」とあるのは「限定準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」又は普通免許（）」と、「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第五号中「又は」とあるのは「（AT限定準中型免許を除く。）」又は」と、同条第四項第一号中「現に」とあるのは「現に限定準中型免許、）」と、同規則第二条第一号及び第二号並びに第三条第一項第一号、同条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号、同条第五項第一号並びに同条第六項第一号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同項第二号中「現にAT準中型免許」とあるのは「現にAT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、同項第三号中「普通免許（）」とあるのは「限定準中型免許（AT限定準中型免許及び限定準中型免許を除く。）」又は普通免許（）」と、「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第四号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」又は」と、同条第八項第一号及び第二号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同項第三号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許及び限定準中型免許」と、「普通免許（）」と

あるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、同項第四号中「現に
ＡＴ準中型免許」とあるのは「現にＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第五号
中「普通免許（）」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（）」と、
「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第六号中「準中型免
許」とあるのは「準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第七号及び第八号中「又は」
とあるのは「（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は」と、同規則第四条第一項第一号中「準中型免許」
とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、「普通免許」とあるのは「限定準中型免許
若しくは普通免許」と、同項第七号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除
く。）」と、同条第二項の表前項第一号の項中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免
許を除く。）」と、同表前項第七号の項中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免
許を除く。）」と、「を除く。）又は普通第二種免許」とあるのは「及び限定準中型免許を除く。）又
は普通第二種免許」と、「現に普通免許」とあるのは「現に限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除
く。）又は普通免許」と、「現にＡＴ準中型免許」とあるのは「現にＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型

免許を除く。）」と、同条第四項の表中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、「又は普通免許」とあるのは「又は限定準中型免許若しくは普通免許」と、「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、「AT普通免許」とあるのは「AT限定準中型免許若しくはAT普通免許」とする。

一 改正法附則第二条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の普通自動車免許を受けている者

二 改正法附則第五条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者

附則第三項から附則第六項までを削る。

第七条 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対する指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第一

条第二項第一号から第八号まで及び同条第四項第一号、第二条第一号及び第二号、第三条第一項第一号、同条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号、同条第五項第一号、同条第六項第一号から第四号まで並びに同条第八項第一号から第六号まで並びに第四条第一項第一号及び第七号、同条第二項、第三項並びに第五項の規定の適用については、同規則第一条第二項第一号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許及び道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）附則第二条第二号に定める準中型免許（以下「限定準中型免許」という。）」と、「普通免許（）」とあるのは「限定準中型免許（運転することができ、る準中型自動車及び普通自動車を、AT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない改正法による改正前の道路交通法第三条の普通自動車に相当する準中型自動車及びAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る準中型免許（以下「AT限定準中型免許」という。）を除く。）又は普通免許（）」と、同項第二号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、同項第三号中「普通免許（）」とあるのは「限定準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）又は普通免許（）」と、「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許及び限定準中型免許を除く。）又は普通免許（）」と、

定準中型免許」と、同項第四号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、同項第五号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許及び限定準中型免許」と、「普通免許（）」とあるのは「限定準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）又は普通免許（）」と、同項第六号中「現にAT準中型免許」とあるのは「現にAT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、同項第七号中「普通免許（）」とあるのは「限定準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）又は普通免許（）」と、「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第八号中「又は」とあるのは「（AT限定準中型免許を除く。）又は」と、同条第四項第一号中「現に」とあるのは「現に限定準中型免許、」と、同規則第二条第一号及び第二号並びに第三条第一項第一号、同条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号並びに同条第五項第一号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同条第六項第一号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、同項第二号中「普通免許（）」とあるのは「限定準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）又は普通免許（）」と、「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許及び限定準中型免許」

と、同項第三号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、同項第四号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、同条第八項第一号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許及び限定準中型免許」と、「普通免許（「とあるのは「限定準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）又は普通免許（「と、同項第二号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。））」と、同項第三号中「普通免許（「とあるのは「限定準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）又は普通免許（「と、同項第四号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第五号及び第六号中「AT免許」とあるのは「準中型免許（AT限定準中型免許を除く。））」と、同項第五号及び第六号中「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。））」と、同規則第四条第一項第一号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。））」と、「普通免許」とあるのは「限定準中型免許若しくは普通免許」と、同項第七号中「を除く。）」、中型第二種免許」とあるのは「現に普通免許」とあるのは「現に限定準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）又は普通免許」と、「AT準中型免許」とあるのは「

AT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、同条第二項の表前項第一号の項中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、「又は普通免許」とあるのは「又は限定準中型免許若しくは普通免許」と、「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、「AT普通免許」とあるのは「AT限定準中型免許若しくはAT普通免許」と、同表前項第七号の項中「を除く。）、中型第二種免許」とあるのは「及び限定準中型免許を除く。）、中型第二種免許」と、「AT準中型免許」とあるのは「AT準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」と、「現に普通免許」とあるのは「現に限定準中型免許（AT限定準中型免許を除く。）」又は普通免許」と、同条第三項の表第一項第一号の項中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同表第一項第七号の項中「（AT準中型免許）」とあるのは「（AT

AT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許	AT準中型免許
--------------------------	---------

準中型免許及び限定準中型免許」と、

<p>とあるのは</p>	<p>A T 中型免許、A T 準中型免許（A T 限定準中型免許を除く。）、A T 中型第二種免許</p>	<p>A T 準中型免許（A T 限定準中型免許を除く。）</p>
--------------	--	-----------------------------------

と、同条第五

項の表第一項第一号の項中「、準中型免許」とあるのは「、準中型免許（限定準中型免許を除く。）」
と、「又は普通免許」とあるのは「又は限定準中型免許若しくは普通免許」と、「A T 準中型免許」と
あるのは「A T 準中型免許（A T 限定準中型免許を除く。）」と、「A T 普通免許」とあるのは「A T
限定準中型免許若しくはA T 普通免許」と、同表第一項第七号の項中「を除く。）、中型第二種免許」
とあるのは「及び限定準中型免許を除く。）、中型第二種免許」と、「A T 準中型免許又は」とあるの
は「A T 準中型免許（A T 限定準中型免許を除く。）又は」と、「現に普通免許」とあるのは「現に限
定準中型免許（A T 限定準中型免許を除く。）又は普通免許」と、「A T 準中型免許」とあるのは
「、A T 準中型免許（A T 限定準中型免許を除く。）とする。」

- 一 改正法附則第二条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の普通自動車免許を受けている者
- 二 改正法附則第五条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者